

陸前高田かわまちづくり計画推進協議会設置要綱

（設置）

第1 この要綱は、陸前高田かわまちづくり計画（以下「計画」という。）に掲げる施策を推進するため、陸前高田かわまちづくり計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) 計画に掲げる施策の進行管理に関すること。
- (2) その他計画に関し、市長が必要と認めること。

（組織）

第3 協議会は、学識経験者、関係団体等の代表者又は役員等のうちから市長が委嘱する15名以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、設置後最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員が会議に出席することができないときは、代理の者を指名し、会議に出席させることができる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第7 協議会の庶務は、建設部土地活用推進課において処理する。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。